

令和5年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第2回会議

日時:令和5年11月28日(火)午後2時～
場所:豊田市福祉センター2階 介護予防室

議事次第

1 開会・福祉部福祉総合相談課長 挨拶

2 委員・オブザーバー紹介

席次表参照

3 令和5年度の協議会の進め方について

本資料(P.3)

4 議事

(1)計画の進捗状況について(報告)

本資料(P.4-16)

(2)身寄りのない市民への支援のあり方検討の進捗状況について(報告)

本資料(P.17-19)、別添資料1

(3)くらし応援資金の充実に向けた検討について(協議)

本資料(P.20-30)

<配布資料>

- ① 次第
- ② 席次表
- ③ 本資料 第1回会議本資料
- ④ 別添資料1 身寄りを頼ることができない方に対する支援のレシピ集<救急搬送編>(案)
- ⑤ 参考資料1 豊田市成年後見支援センター支援シート
- ⑥ 参考資料2 候補者調整結果シート
- ⑦ 参考資料3 くらし応援資金及び寄付・遺贈等についてのアンケート調査結果
- ⑧ 意見書 ※ 委員のみ

令和5年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会
第2回会議・本資料

令和5年11月28日（火）
豊田市 福祉部 福祉総合相談課
豊田市成年後見支援センター



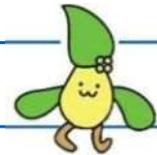
みんなありがとう
第5回地域共生社会推進
全国サミット inとよた
(2023.10.12~13)

1	令和5年度の協議会の進め方について	・・・	P. 3
2	計画の進捗状況について	・・・	P. 4
3	身寄りのない市民への支援のあり方検討の進捗状況について	・・・	P. 17 別添資料1
4	くらし応援資金の充実に向けた検討について	・・・	P. 20

第1回
(8/2)

- 計画の取組実績について
- 新たな法人後見の担い手確保について
- 豊田市地域生活意思決定支援事業の進捗状況について

10/12-13 地域共生社会推進全国サミット in とよた



第2回
(11/28)

- 計画の進捗状況について
- 身寄りのない市民への支援のあり方検討の進捗状況について
- 暮らし応援資金の充実に向けた検討について

第3回
(1/30)

- とよた市民後見人と意思決定フォロワー養成について
- 豊田市成年後見支援センター次年度事業計画について
- 次期計画の策定方針について

計画の進捗状況について【報告】

- 令和4年度に行った計画の中間見直しによって、6つの重点取組と1つの懸案事項に整理した。
- 重点取組については、取組の達成に向けて、年度毎に取組指標を設定している。

重点取組	令和5年度の取組指標
① とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ とよた市民後見人養成講座の開催 ・ 暮らし応援資金の活用策の充実、啓発策の検討
② 身寄りのない市民等が入所・入院を含め地域で安心して生活し続けられる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊田市地域生活意思決定支援事業の実践 ・ 身寄りのない方への支援のあり方検討部会等を通じた支援の検討
③ 市民・多職種と連携した意思決定支援の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種ガイドライン等に沿った研修等の実施 ・ 豊田市地域生活意思決定支援事業の実践(再掲)
④ 消費生活センターとの連携策の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題整理
⑤ 送付先変更に係る手続き事務のスマート化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全庁的な手続き対応のあり方の中での検討・実施
⑥ 高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題整理
懸案事項	
⑦ 新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討	

- 令和5年度は、31名の申込者のうち29名が基礎講座を修了した。さらに、このうち24名が市民後見人として活動することを希望し、実務講座を受講中。
- また、受講生のうち、13名が意思決定フォロワー導入講座を受講し、3名が個別ボランティア相談に申し込みするなど、権利擁護支援の視点を養った地域住民が、多様な形で地域で活躍できる流れも同時に進めている。

とよた市民後見人養成講座

【基礎講座】

- 日程 令和5年7月22日(土)～10月7日(土)の7日間
- 研修内容 対象者の理解や各種制度の習得など権利擁護支援に関連する知識
- 修了者 29名

【実務講座】

- 日程 令和5年10月21日(土)～12月23日(土)の6日間
- 研修内容 後見人等としての実務、家庭裁判所の役割
- 受講者 24名

【受講者の感想】

- ・ 本人の法律行為を大きく制限する権限を後見人は与えられるのだと気づきました。本人の生活を守るために、本人の意思を尊重しつつ客観的に判断し、迷うときは後見センターに相談することを欠かさず行うようにしたいと思います。
- ・ 対人援助の場では、「自分標準」から離れて固定観念から抜け出すことが大切だと学びました。相手の立場に立って、尊厳を尊重し誠意をもって接したいと思いました。
- ・ 実際市民後見人や意思決定フォロワーとして活動している方の具体的な話は、とても参考になりました。自分の中では、定年退職後の時間に余裕のある人たちが行っている活動なのでは、と思っていましたが、そうではなく現役で働きながら行える活動であることがわかりました。



養成講座受講者の活躍の場の拡充

- 13名の受講者が、意思決定フォロワー導入講座を受講。
- 3名の受講者が、社協ボランティアセンターの個別ボランティア相談へ申込した。今後希望するボランティア活動を紹介していく予定。
- なお、実務講座を受講していない5名からも、地域での活動に今回学んだ知識を活かしていきたい、来年の実務講座の受講を検討したいとの声をいただいている。

【重点取組】豊田市地域生活意思決定支援事業の実践について
 (令和5年10月末時点のモデルケース分類)

	生活基盤サービス事業者	年齢	障がい等			居所の状況		環境変化あり	後見制度利用あり
			高齢者	知的障がい	精神障がい	在宅	施設等		
ケース① 【継続】	特別養護老人ホーム	70代	○				○		
ケース② 【継続】	本人が元々利用していたグループホーム	50代		○		○		○ グループホームから一人暮らしへの移行	
ケース③	特別養護老人ホーム	80代	○				○	○ 在宅から施設入所への移行	
ケース④	生活介護	60代	○	○		○		○ 障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行	○ 保佐人
ケース⑤	小規模多機能型居宅介護	70代	○		○	○			○ 後見人
ケース⑥	グループホーム	30代		○			○		○ 親族後見人

	ケース③：身寄りなし高齢者の入所調整ケース	ケース④：「障がいから介護保険サービス移行問題」への対応+保佐人の役割検討ケース
<p>本人の概要・支援体制</p>	<p>80代女性・入所 生活保護受給 要介護4</p>	<p>60代男性・在宅 知的障がい(療育B) 障がい支援区分5・要介護2</p>
<p>事業利用までの流れ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夫との2人暮らしであったが、夫が自宅で急死。本人も弱った状況であったため、ショートステイで安定を図ることに。 ○ 一時的な心身の状態の低下により、判断能力が不安定であったが、本人と事業者にて、生活保護ケースワーカー及び福祉総合相談課が立ち合い、丁寧な説明を実施したことで本人の理解が得られ、介護保険サービス契約を開始。 ○ また、課題となる① 金銭管理、② 通院支援、③ 死後の対応について、関係者でケース検討。 ○ 本人が意思決定できるために相談できる相手もないことと① 金銭管理の課題から、本事業の利用調整を行うことに。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 65歳を迎えたため、制度上は原則介護保険サービスに移行していく必要があるが、本人は生活を変えたくないとの希望があり、支給決定所管課と介護保険所管課と事業所とで行った調整がきっかけとなったケース。 ○ 本人が通っている生活介護事業者は、元々本人の日常的な金銭管理を実施（保佐人が大元を管理）していた。仮に基本的なサービスが介護保険に移行したとしても、本人が慣れている生活介護事業者が生活基盤サービス事業者として、生活全般に必要な金銭管理の支援という形で関わり続けられるため、現在の形から本事業の利用へ移行することを検討中。
<p>事業利用の効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ これまでであれば、単純に高齢者身元保証等サポートを行う団体を利用していたかもしれないが、本人の意思決定を含めて支えられる支援体制に。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 身体的な介護や介助を行う事業は、介護保険制度に移行したとしても、本人が慣れ親しんだ障がい福祉サービス事業所が本人に別の形で関わり続けられる。 ◎ 法的課題解決のためから成年後見制度（保佐）を利用しており、課題解決後の成年後見制度の役割の検証。
<p>現在の進捗状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会の生活支援員派遣事業で通帳と印鑑を保管し、日常の金銭管理を生活基盤サービス事業者が行うことで利用を開始。 ○ 意思決定フォロー導入講座修了生とのマッチングを調整中。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保佐人に事業の趣旨・内容を説明。 ○ 現在は、保佐人が契約内容を確認中。

新規モデルケースの進捗状況について(令和5年10月末時点)

	ケース⑤：本人の希望に基づく生活の充実検討 + 成年後見人の役割検討ケース	ケース⑥：将来身寄りを頼ることができなくなる 「親亡き後」への準備検討ケース
本人の概要・支援体制	<p>70代女性・在宅 統合失調症 要介護3</p> <p>小規模多機能型居宅介護 (日常的な金銭管理支援)</p> <p>後見人 (通帳・印鑑保管)</p> <p>訪問診療</p> <p>ケアマネ</p> <p>フォロー調整中</p>	<p>グループホーム (日常的な金銭管理支援)</p> <p>親</p> <p>30代男性・グループホーム 知的障がい(療育A) 障がい支援区分6</p> <p>生活介護</p> <p>相談支援専門員</p>
事業利用までの流れ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在は、金銭管理を成年後見人、生活全般の支援を小規模多機能型居宅介護を利用して、在宅で生活している。 ○ お金の使い道にこだわりがあり、栄養バランスの高い配食サービスや夏季や冬季に冷暖房設備がある施設へのショートステイを勧めるが、「お金がかかるからいらぬ」と言って拒否。 ○ また、新しいものは受け入れられない性格で、自宅に布団は無く、お気に入りの介護用品以外は使わない。 ○ 本人が希望する在宅での生活を長く続けるために、意思決定を相談できる相手がないことから、本事業の利用調整を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在は、グループホームに入居し、日中は同社会福祉法人が経営する生活介護を利用して過ごしている。 ○ ジュースやお菓子を買うためのお小遣いは、社会福祉法人に預けている。 ○ 一方で、歯ブラシ・歯磨き粉、髭剃り、下着、靴下、洋服などの生活用品は、不足が生じた場合、グループホームから親に連絡が入り、親が購入したりして届けている。 ○ 現在は、こうした生活用品を購入し、届けることは問題ないが、体力等が低下した時は難しくなることから、親からの相談をきっかけ。
事業利用の効果	<ul style="list-style-type: none"> ◎ お金の使い方にこだわりのある本人に、丁寧に寄り添うことで、本当の意思を確認し、生活を充実させることが可能。 ◎ 成年後見制度の役割の検証。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 親が元気なうちから、意思決定フォローが関わることで、これまで親が確認してきた本人の希望や価値、選好などを引き継ぐことが可能。 ◎ 日常的な金銭管理に加えて、生活用品をやりくりすることを仕組み化できれば、高齢者等の緊急入院時の支援にも波及できる。
現在の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後見人に事業の趣旨・内容を説明。 ○ フォロワーのマッチングを含め、本人との信頼関係を構築中。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ グループホームを運営している社会福祉法人に、生活基盤サービス事業を実施できないか相談開始。

【重点取組】豊田市地域生活意思決定支援事業の実践について

(意思決定フォロー導入講座の開催)

- 豊田市地域生活意思決定支援事業の意思決定フォローとして活動するため、意思決定の基礎を学ぶ講座を実施。
(豊田市主催、SDM-Japan・日本財団協力、くらし応援資金拠出)
- 2コース合計で49名の参加者で、今年度の市民後見人養成講座より多い人数が集まった(女性は2倍以上)。

- 1 日時
 - ① 休日半日2日コース:10月29日(日)、11月12日(日)午後1時30分～午後4時40分
 - ② 平日1日コース :10月31日(火)午前10時～午後5時
- 2 参加者
合計 49人 (内訳:① 20人 ② 29人) 参加者属性:男性6人、女性43人(※ 参考:養成講座 男性11人、女性20人)
市民後見人養成講座受講生13人、修了生11人
- 3 講座修了後の活動
新規ケース4件のマッチング開始、来年の市民後見人養成講座、他のボランティア活動の案内



開始時間	テーマ	概要	講師
10:00	挨拶、オリエンテーション		豊田市
10:15	演習1：決められた体験	ロールプレイを通じて、他人から一方的に決められてしまうことの体験を行い、その感想を共有します。	大瀧英樹氏 (あいあらく代表) 水島俊彦氏 (SDM-Japan副代表)
10:40	休憩		
10:50	講義1：障がいの理解、すべての人がいきやすく、生きていくためには ~医学モデルから社会モデルへ~	社会モデルという考え方から障がいを理解し、これまでと違った見方から、社会や関係性を捉え直す導入とします。	木本光宣氏 (ユートピア若宮理事長)
12:40	昼休み		
13:40	演習2：あなたについて一緒に考える	研修パートナーをお招きして、研修パートナーと一緒に好きなことや将来の夢などを書き出す作業を通じて、相手の意思や希望を尊重しながら活動することを学びます。	研修パートナー 名川勝氏 (SDM-Japan代表理事) 水島俊彦氏
15:40	休憩		
15:50	演習3：振り返り	これまでの講義や演習の振り返りを行い、学んだことの共有を行います。	名川勝氏 水島俊彦氏
16:45	講義2：とよた意思決定フォロワーの活動について	豊田市のモデル事業の紹介をするとともに、とよた意思決定フォロワーとして活動するための流れを紹介します。	豊田市
17:00	終了		



- 前回の意見をきっかけに、豊田ころもサポートを講師に、消費生活センターにおいて精神疾患に関する研修会を実施。
- 研修会の反応は概ね好評で、今後、研修会の定期開催や、多機関との連携を進めていく。

① 研修実施に至るまでの連携の流れ



② 研修の概要

- 日時・場所 令和5年9月12日(火)午前10～11時 @消費生活センター
- 講師 地域生活支援センター豊田ころもサポート 二村精神保健福祉士
- 研修内容 代表的な精神疾患、相談対応、質疑応答

③ 研修の感想

【消費生活センター】

- ・ 病気のこと、制度のこと、分かりやすくご説明いただき理解ができました。
- ・ **年に一度くらい情報交換の場が持てると良いです。**
- ・ 大変参考になりましたし、**今後ご相談できる窓口として頼りにさせていただける**とありがたく話を聞きました。
- ・ 精神疾患の特徴が理解できました。消費生活センターの立場でなるべくできることをしてあげたいと思うが、**分からないこと、できないことはそのことを伝え、連携することが大切**だと思いました。
- ・ 今後、精神疾患の方はじめ高齢者・判断不十分者からの相談は増えると思います。消費者安全確保地域協議会が制定されてからは、個人情報保護の問題がクリアされ、地域包括支援センターとは連携がとりやすくなり、お互いに情報共有する機会が増えました。**地域包括支援センターだけでなく、他機関とも連携ができると大変助かります。**

【豊田ころもサポート】

- ・ 一般の方に向けてお話する機会は、精神疾患についてや精神障がい者の地域理解の場ともなるので大変有難かった。
- ・ 消費生活センター相談員の方が、実際の相談場面で、精神障がい者の方と関わる際どんなことに困るのか聞くことができたのは、自身の業務(特に支援者からの相談)への学びになりました。

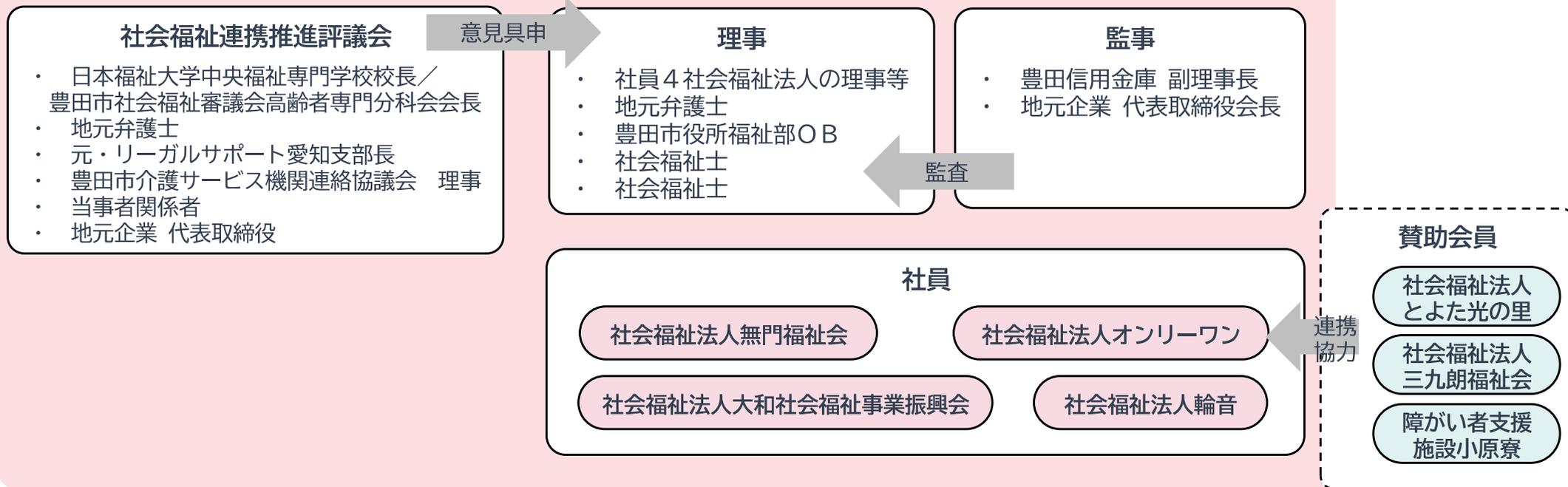
④ 今後の方向性

- ・ 研修会の定期開催、消費生活センターと様々な機関が連携できる体制づくり



- 令和5年9月19日の愛知県からの認可により、法人後見受任を通じて「地域における公益的な取組」を進める「社会福祉連携推進法人となりの」が設立した。
- これですべて、市内において後見業務を担うことができる法人が、豊田市社会福祉協議会以外に存在することになったため、前回の協議会の議論を踏まえ、受任者調整のフローの見直しを実施。
- この新たなフローを用いて、令和5年10月度の受任者調整会議を実施したところ、検討の結果、社会福祉連携推進法人を候補者とする案件が2件生じた。

社会福祉連携推進法人となりの



本人が必要とする支援の中心が、財産管理や身上保護を通じた「丁寧な見守り」や「意思決定支援」である

YES



とよた市民後見人

※ 市民後見人へのリレーや市民後見人との複数受任をあらかじめ検討する

ただし、「法的問題の解決」や「福祉的な支援の調整（居所の安定などを含む）」が同時並行で進む場合

※ 専門的支援の見通し・課題解決の時期などが明らかな場合

専門的支援の検討			
	ア 法的な支援の必要性	イ 福祉的な支援の必要性	ウ セーフティネット支援の必要性
検討の視点	① 債務整理、金銭搾取等紛争性(の可能性)に対する支援が必要	① 介護・福祉サービスの利用調整や入院・入所の調整や、それらとの連携が中心となる支援が必要	① 8050問題・ひきこもり・虐待対応・ネグレクト等行政機関との緊密な連携を要する支援が必要
	② 不動産の売却や相続手続き等の支援が必要	② 若年者や長期入所者など比較的長期期間にわたる丁寧な身上保護が中心となる後見活動が必要	② 成年後見制度利用支援事業の対象にならない境界層の低所得者への後見活動が必要

※ その他、本人の特性や状況、支援環境などを加味しながら、受任調整を検討（複数受任の検討、社会福祉連携推進法人が受任する際の利益相反関係の確認を含む）

<基本的な考え方>

アー①の視点が支援の中心

弁護士



アー②の視点が支援の中心

司法書士



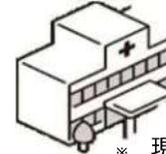
イー①の視点が支援の中心

社会福祉士



イー① or ②の視点が支援の中心

法人後見団体



ウー① or ②の視点が支援の中心

**社協法人後見
(市委託事業)**



※ 専門性を発揮する支援が終了した場合は、成年後見支援センターに相談して市民後見人へのリレーを検討。

※ 現在は、市内に「社会福祉連携推進法人となりの」のみ。

【基礎取組】進捗状況について

- 豊田市成年後見制度利用促進計画では、重点取組と課題懸案のほか、着実に取組を実施するものとして基礎取組を掲げ、実績管理を行っている。
- 令和5年度10月末時点では、昨年度同月実績と比較して、相談対応（センター）の件数が約3割増加するとともに、市民後見人との複数受任件数の増加（R4：11件⇒R5：20件）のため、法人後見（センター）の件数が増加している。

基礎取組	単位	令和5年度（10月末）	令和4年度（10月末）
<啓発・広報>			
ア 出前講座（成年後見制度）	（回）	8	11
イ 出前講座（エンディングノート）	（回）	3	4
ウ 金融機関向け研修会	（回）	2	3
<相談>			
エ 相談対応（センター）	（件）	<u>2,808</u>	2,142
<申立て支援・受任調整>			
オ 申立て支援（センター）	（人）	87	83
カ 市長申立て（市）	（件）	19	23
キ 受任調整会議	（件）	42	44
<関係機関調整>			
ク 多機関合同事例検討会（社協）	（回）	3	1
ケ 他事業からの移行（日自、困窮から後見）	（件）	6	9
<法人後見>			
コ 法人後見（センター）	（件）	<u>61</u>	50
<後見人支援>			
サ 後見人等からの相談対応（センター）	（人）	79	71
シ 利用支援事業（市）	（件）	30	29

身寄りのない市民への支援のあり方検討の進捗状況について 【報告】

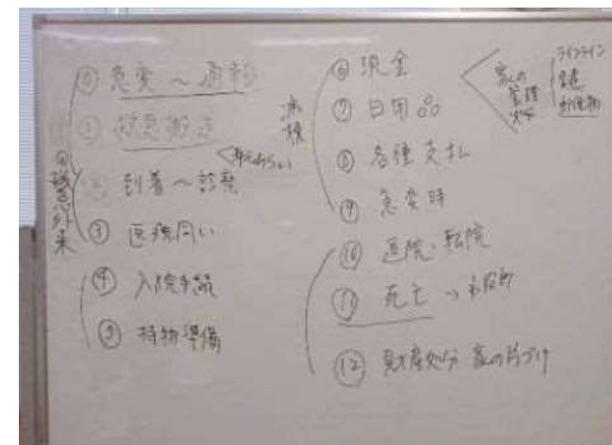
- 豊田市は企業城下町として身寄りがない人が多い特徴がある。
- 身寄りのない人が救急搬送されており、事例が出てきている。判断能力がない場合は、成年後見制度につなぐことも想定されるが、判断能力のある身寄りがない人の支援が難しい。
- 身寄りのない人が在宅で死亡する場合の課題や支援体制についても検討いただきたい。
- 判断能力がある人も網羅する形で支援体制を構築していけるとよい。
- ガイドラインは敷居が高くなる。考え方を示すマニュアルや事例集のような形で作れると整理がしやすい。
- 今までは夜中の救急搬送の付き添いが必要であったが、最近は電話での対応や次の日での対応に変わってきている。そのような対応が文章になって、他の自治体や病院への波及していくと後見人として活動しやすくなる。

- 令和3年度及び4年度に開催した身寄りのない市民への支援のあり方検討部会において整理した支援が必要となる場面について、作業ワーキングを通じて、現場で生じている課題と支援者・支援機関が現状でできることを列挙した。
- この作業を経て、法福連携推進協議会でのこれまでの意見を踏まえ、ガイドラインのようなルール化を目指すアウトプットではなく、支援のレシピ集として連携のヒントやノウハウを共有することを目的にした形で、事務局で整理した。

① 救急搬送～入院までのレシピ検討 ⇒ 別紙にてレシピ案の提示

【開催日】 令和5年3月9日

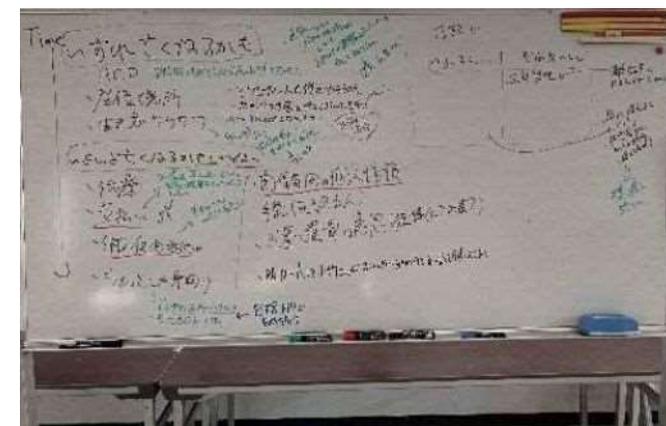
- 【出席者】
- 成年後見人（弁護士・司法書士・社会福祉士）
 - 豊田加茂医師会（事務局）
 - 病院MSW（厚生病院、トヨタ記念病院、地域医療センター、足助病院）
 - 地域自立支援協議会
 - 特別養護老人ホーム
 - 基幹包括支援センター、地域包括支援センター
 - 成年後見支援センター
 - 豊田市役所（警防救急課・北消防署管理課・生活福祉課・福祉総合相談課）



② 死後の対応のレシピ検討 ⇒ 現在事務局にてレシピ案の整理中

【開催日】 令和5年10月17日

- 【出席者】
- 成年後見人（司法書士）
 - 豊田加茂医師会
 - 病院MSW（南豊田病院、厚生病院、トヨタ記念病院、地域医療センター、足助病院）
 - 地域自立支援協議会
 - 特別養護老人ホーム
 - 基幹包括支援センター、地域包括支援センター
 - 愛知県住宅供給公社
 - 葬儀会社（トキワ葬祭、イズモ葬祭）
 - 豊田市社会福祉協議会暮らし応援課、成年後見支援センター
 - 豊田市役所（警防救急課、北消防署管理課、生活福祉課、高齢福祉課、福祉総合相談課）



くらし応援資金の充実に向けた検討について【協議】

- 豊田市では、豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく豊田市社会福祉協議会の独自の取組として、市民による権利擁護支援活動を「まち」全体で支えるため、寄付などにより企業等も権利擁護の支援に参加できる仕組み「暮らし応援資金」を整えている。
- 得られた応援資金は、① 人材の育成・② 活動団体の拡大・③ 支援策の充実の視点から、地域の権利擁護支援活動を育むことに用いることで、とよたのまちがさらに元気になるための「地域づくり」を進めている。

暮らし応援資金



1 とよた市民後見人の活躍に対する応援

地域住民による権利擁護支援の活動である「とよた市民後見人」が、継続的に活躍し続けることができるように活動補助を行う

2 とよた意思決定フォロワーの養成に対する応援

新たな地域での活躍の機会となる「とよた意思決定フォロワー」に多くの地域住民が参画できるように、フォロワーの養成を行う講座に必要な費用補助を行う

3 豊田市内の法人後見実施団体の自立運営に対する応援

地域の法人などが法人後見を実施するにあたり、自立的な運営ができるよう、必要となる立上げ費用(3か年を目途)の補助を行う。

4 適切な本人・親族申立てに対する応援

適切な申立てを実施することができる低所得な本人・親族に対して、必要な申立て費用の一時的な立て替えを行う。

権利擁護支援への参加方法の一つ = 寄付・遺贈等

- 権利擁護支援に市民が共感を得るためにはどうしたらよいか
- 市民・企業が懸念することはあるか
- 寄付等を受ける側が気を付けることはあるか

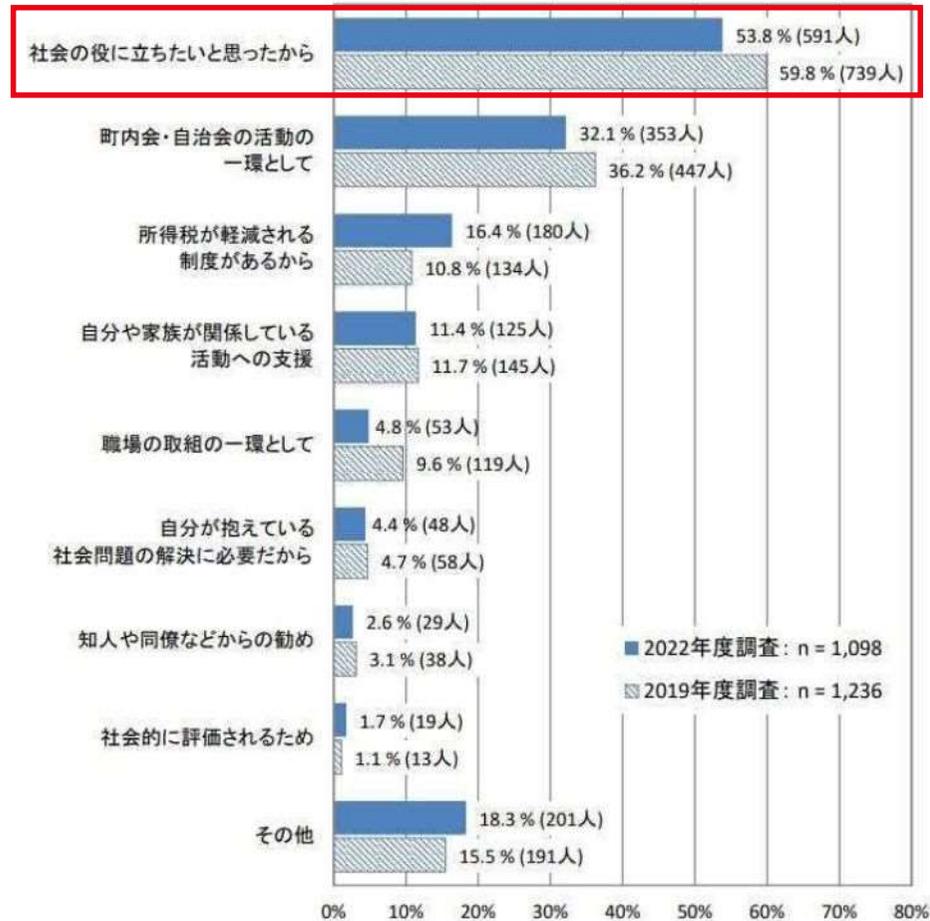
社会課題の解決の一助 = くらし応援の支援メニュー

- 既存のサービス・連携で届かない支援は何か
- 担い手として想定される主体（1か所や1機関に限らない）は何か考えられるか

参考：寄付・遺贈等に関するデータ等 (寄付をしたいと考える理由)

- 内閣府の調査によれば、2022年度に寄付した人の寄付理由の最も多い回答は、「社会の役に立ちたいと思ったから」となっている。
- また、寄付時に必要と考える情報は、「寄付先の活動内容」との回答が最も多い。

【図表 20】 寄附をした理由（複数回答）



【図表 24】 寄附時に必要と考える情報（複数回答）

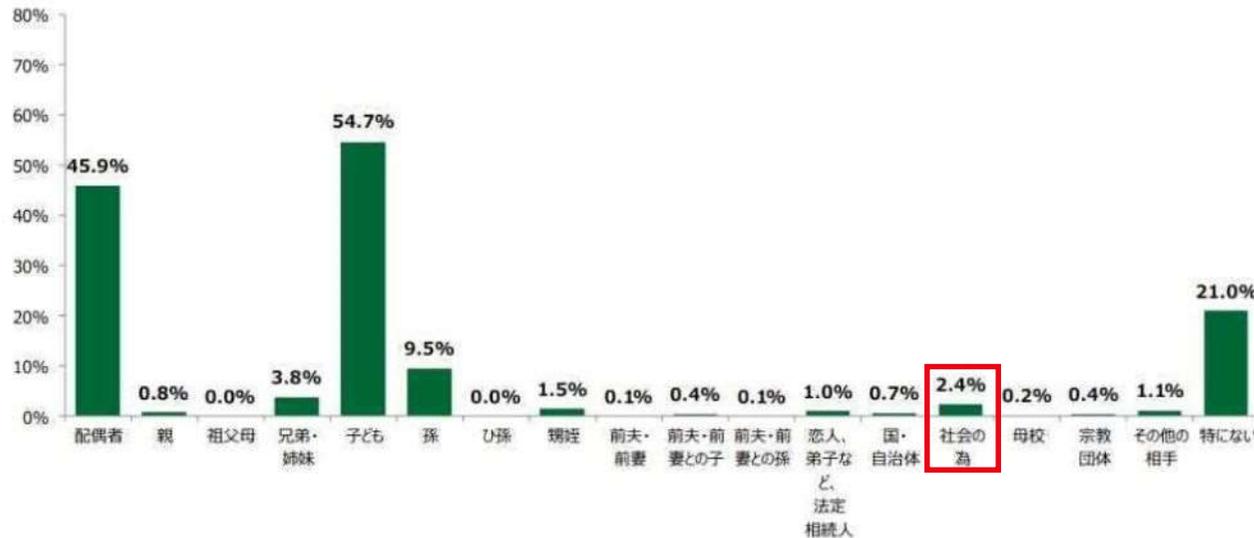


参考：寄付・遺贈等に関するデータ等 (遺贈に関する意向)

- 日本財団が全国の60歳～79歳2,000名を対象に行った調査によれば、財産を残したい相手は、子どもや配偶者など家族が中心ではあるものの、「社会のため」と考えている人が2.4%いることがわかる。
- この意向割合を、豊田市の60歳～79歳人口：94,103人(2023.9.1時点)に当てはめれば、2,258名に相当する。
- また、遺贈したいと考えている団体としては、「社会的に意義のあることに使ってもらえる団体」と回答する割合が最も高い。

財産を残したい相手は、「子ども」「配偶者」が中心。

Q あなたは誰に財産を残したいと考えていますか。(複数回答) (n=2000)



■遺贈関心層・寄付関心層

Q どのような団体に対して遺贈したいとお考えになりますか。(複数回答) (n=540)

遺贈したい団体

1位	社会的に意義のあることに使ってもらえる団体	41.1%
2位	自分の意思に沿って使ってもらえる団体	30.4%
3位	地域に根ざした活動を行っている団体	17.2%
4位	経営がしっかりしていて、将来への信頼性が高い団体	17.0%
5位	これまでの活動実績が良いと思う団体	16.3%
6位	国際的に活動をしている団体	11.3%
7位	遺贈した財産を団体の管理費に使わない団体	11.3%

※8位以下は、次の通り。

「知名度のある団体」(6.5%)、
「生前に遺贈を決めた後も、関わりがあり面倒見の良い団体」(6.3%)、
「友人・知人が運営に関わっている身近な団体」(4.1%)、
「自分の名を基金名や事業名で選んでもらえる団体」(3.0%)、
「その他の団体」(5.4%)

参考：寄付・遺贈等に関するデータ等 (寄付や遺贈等の相談を受ける立場の不安など)

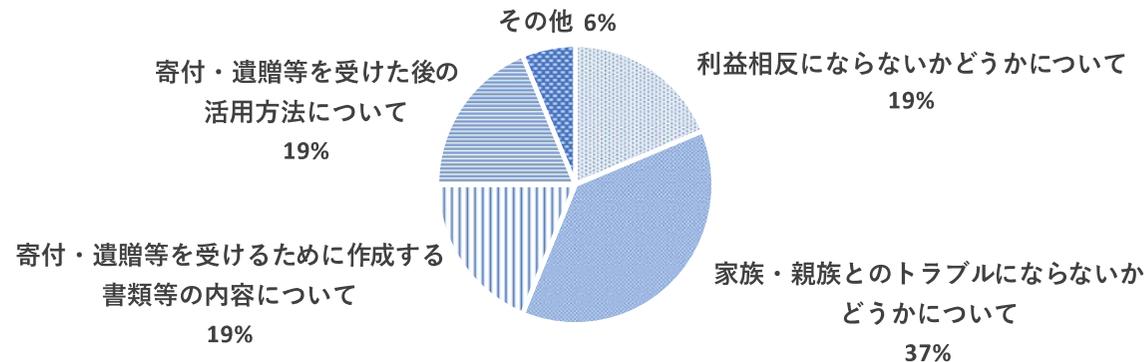
- 特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人が、寄付・遺贈等を受ける場合に気になることとしては、「家族・親族とのトラブルにならないかどうかについて」の回答が最も多く、その他にも、サービスを提供する立場としての懸念を感じている法人が多い。
- また、寄付等を受けた後の活用方法をどうしたらよいか考えてしまう法人もある。

問3 寄付・遺贈等の相談を受ける場合、どのようなことを感じますか？（複数回答可）

利益相反にならないかどうかについて	9名
家族・親族とのトラブルにならないかどうかについて	18名
寄付・遺贈等を受けるために作成する書類等の内容について	9名
寄付・遺贈等を受けた後の活用方法について	9名
その他	3名

その他

- ・多額の寄付ではないため、特に心配するには至らない。
- ・サービス利用中の方からは、慎重に対応が必要。
特別扱いしたり、過度な要求につながらないようにする必要あり。



参考：寄付・遺贈等に関するデータ等 (関係性注意事項として留意すべき事項)

- 厚生労働省の調査では、本人や親族から、本人が亡くなった後、お世話になっているサービス提供事業者等や法人後見実施団体等に寄付等をしたいという意向を受けている等の事例を確認している。
- 一方で、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」では、チームによる意思決定支援を前提とし、直接的には本人のためとはいえない難しい支出をする場面の一例として「特定の親族に対する贈与・経済的援助を行う場合等」が挙げられている。
- こうした現状をふまえ、同調査では、①「関係性注意事項*」として注意を要する相手方と必要な対応、②本人や家族・親族等から寄付等の意向があった場合の第三者による確認事項の案が示されている。

① 「関係性注意事項」として注意を要する相手方と必要な対応

	相手方	場面	対応
モデル事業③-1	寄付等の意向の相手先 (権利擁護実施団体(日常生活自立支援事業を実施している市町村及び都道府県社協、法人後見実施団体)を含む)	人や家族・親族等から寄付等の意向があった場合 ※被後見人等から法人後見実施団体に対する寄付等の意向があった場合：民法108条1項本文に該当するため、無効(大前提)。	<ul style="list-style-type: none"> ・「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の適用場面に該当する場合、当ガイドラインの内容と対応に沿うことを基本とする。 ・該当しない場合、以下の対応を原則とする。 <ul style="list-style-type: none"> - 法律、福祉等の専門職が関与する第三者(都道府県社協における寄付等に関する検討機関等)や家庭裁判所(対象となる本人について後見等が開始している場合に限る。)等への相談を原則とする。 - 第三者的なチェックが働く、活動団体への分配を目的とした公的な寄付の受け皿(都道府県が関与する仕組み等)を寄付先のひとつとして提案することもできることとする。

② 本人や家族・親族等から寄付等の意向があった場合の第三者による確認事項の案

- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の適用場面に該当するか。該当する場合、当ガイドラインの内容と対応に沿うことを基本とする。
- 該当しない場合、以下の内容の確認を原則とする。
 - ・ 本人の判断能力低下前から表明されている意思や寄付等だったか(もしくは習慣があったか)。
※記録(意思表明書や公正証書遺言、契約書)による確認が可能だが、より望ましい。
 - ・ サービスの対価として、またはサービスの対価とは別に、寄付等の必要があるように誤信させていないか。
 - ・ 身寄りがないことで生活に困難を抱えたり、相談相手・支援者がいない者に対し、寄付等によりその不安を取り除くことができるように誤信させていないか。
 - ・ 契約しているサービスの内容と、寄付等の契約が一体的であり、そのような契約形態しかないこと、もしくはそうした契約形態が一般的であるかのように誤信させていないか。
 - ・ 他の団体等に寄付等をして不利益はないこと、意向が変わった場合はいつでも取り消せること等の説明をしているか。
 - ・ 寄付等の実施により、本人の財産、生活、相続人等にどのような影響があるかを確認しているか(本人の生活レベルの低下や遺留分侵害等を生じさせないか)。
 - ・ 相談・苦情の窓口を紹介しているか。
 - ・ 受贈者等に不利益(包括遺贈による債務承継、利用または換金困難な不動産の遺贈等)を生じさせる寄付等の内容となっていないか。

* 関係性注意事項とは、(意識的か・無意識的かを問わず)本人と相手方(サービス提供事業者、権利擁護実施団体)との関係性による濫用が生じないか注意を要する事案。

参考：寄付・遺贈等に関するデータ等 (寄付等を受ける立場とを分配される立場と関係)

- 厚生労働省の調査によると、基金の設置者等は、活動団体（助成応募団体）に対し、応募前～助成決定後（活動開始後）まで、あらゆる段階で、継続的に個別相談に応じているとのこと。
- また、同調査にて、各種専門職により構成される第三者による情報提供や助言、チェック等ができる仕組みを設け、寄付等の希望者の保護や意向の尊重、受贈を希望する団体の体制や運営等をサポートする仕組みを整備することが重要であるという示唆が得られている。

<基金の設置者が活動団体（助成応募団体）に対して行っている主な支援内容 (ヒアリング調査結果からの整理) >

段階と内容	主な助言内容
応募前	・ 応募書類の書き方に関する相談、助言（初めて読んだ人でもわかるような表現で事業目的が記載されているか、事業目的を達成できるような方策（解決に資する手段やノウハウ等）が作成されているか等）
活動開始後 (活動内容)	・ 申請時の事業計画の活動内容を変更に関する相談、助言（例：新型コロナウイルス感染拡大により、対面での活動や物品の調達等が困難になった等）
活動開始後 (組織体制、運営)	・ 寄付者や事業者間のネットワーク構築支援（活動団体が新たな理解者や参加者を増やす機会の設定等） ・ 組織全体での目的意識や情報共有の重要性に関する助言 ・ 寄付等に関する事務関係の支援（入金管理事務、寄付者の名簿管理事務等） ・ 団体の規模や職員の経験に応じたツールの活用や運用方法等の助言 等
活動開始後 (継続的・安定的な資金確保（財政基盤）)	・ 基金による支援終了後の継続的・安定的な資金確保（財政基盤）の重要性の説明 (遺贈のみに頼らないこと、事業計画の作成)

- 権利擁護支援のニーズは、法制度等に基づくもの以外は、公的支援が支援しづらい傾向のあるニーズと合致する部分が多く、さらなる権利擁護支援の充実のためには、寄付等の活用も見込まれる。

<行政(公的財源)が支援しづらい傾向のある福祉ニーズの例>

1. 制度の狭間のニーズ
2. 軽易な手助け等制度では拾いきれないニーズ
3. 若者など選挙で投票をする人が少ない年齢層のニーズ
4. まだ問題が起こっていない(これから問題が予想される)ニーズ
5. 結果が読めないチャレンジが必要なニーズ
6. 個人的なニーズ
7. マイノリティ(少数派)のニーズ
8. 途中でやめられない長期で継続的な支援が求められるニーズ
9. 数日から数カ月以内の事業化等による即応が求められるニーズ
10. 行政区域(所管区域)を超えた対応が必要なニーズ
11. 業務・部局を跨ぐ対応が必要なニーズ

※ 地域や事業によって差がある。

参考: 宮城・長谷川・久津摩編(2019)「地域福祉とファンドレイジング」中央法規出版

© Kazuhiro Kuzuma

参考：寄付・遺贈等に関するデータ等 (既存のサービス・連携で届かない支援への対応例)

- 愛知県内の名古屋市においては、名古屋市社会福祉協議会の独自事業として、葬儀・納骨や入退院時の支援など身寄りのない方への支援を行う取組を進めている。
- このような取組を進める社会福祉協議会等は、全国でいくつも見られる。

なごやかエンディングサポート事業（名古屋市社会福祉協議会独自事業）		
対象要件	年齢	65歳以上
	同居	同居人全員との契約が必要
	所有財産等	なし
	親族	—
預託金		業者見積額等（葬儀・納骨、死後の債務、家財処分、原状回復、本会執行費）
利用料等		契約時費用：16,500円＋年間利用料：11,000円＋サービス利用料：275円～5,500円
サービス	葬儀・納骨	利用者の希望による
	死亡後の債務の支払い	実施
	賃貸住宅の残存家財処分	実施
	賃貸住宅の明渡しに伴う諸手続き	実施
	賃貸住宅の原状回復	実施
	入退院時の支援	入退院時等支援サービス
遺言		原則、公正証書遺言を作成

○ 意思決定支援モデルプロジェクト 令和5年度 第2回全体委員会 (R5.11.21)

同志社大学 社会学部 永田 祐 委員 の発言要旨

- 歯ブラシや髭剃り、下着などの生活用品の用意をやりくりすることの仕組化が、重要。
- 特に身寄りのない方などは、入院・入所時の金銭管理だけでなく、普段の生活で希望を叶えていくことが重要であるが、そこが難しい。実際に、これらの生活用品を手配したり、買い物をしてもらうなどの事実行為が難しいとされる。こうした課題に対して、具体的な社会資源の開発ができていくと良い。
- その際、身元保証として求められる機能を、多機関が共働して担っていく形が良いと思う。

Ver.1.0 (R5.〇月)

福祉・医療の支援者のみなさまへ

身寄りを頼ることができない方に対する支援の
レシピ集〈救急搬送編〉
(案)

豊田市成年後見・法福連携推進協議会
身寄りのない方への支援のあり方検討部会

身寄りを頼ることができない方に対する支援のレシピ集について

- 豊田市は、企業城下町であるため、身寄りを頼ることができない人が多い特徴があります。
- そのため、入院や入所などの場面で、本人も支援者も困ってしまうことがあります。
- こうした状況に対して、活用できるものとしては、国から
 - ・ 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」
 - ・ 「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」が発出されています。
- これらガイドラインについては、支援者の皆さまに内容を御確認いただくとともに、引き続き御活用いただきたいと考えています。
- そして、これらガイドラインで示された内容について、豊田市という地域の情報や、ちょっとしたコツやノウハウを加えることができれば、より円滑な支援が期待できるはずです。
- このことから、豊田市成年後見・法福連携推進協議会では、身寄りのない方への支援のあり方検討部会を開催し、支援のレシピ集として、地域情報やコツ、ノウハウなどを取りまとめることにしました。
- 地域情報やコツ、ノウハウなどは随時更新されていくものですので、皆さまの新たな気づきを今後もレシピとして追加していくことができると良いと考えています。
- これらをヒントに、豊田市内の各現場で円滑な権利擁護支援を進め、身寄りを頼ることができなくても、「安心な暮らし」が得られる地域共生社会を推進していきましょう。

【 目 次 】

(救急搬送編)

はじめに

日ごろからの準備

- 入院時の持ち物（入院セット）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 緊急時の連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 入院や延命治療の意向・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

入院前

救急搬送

- 救急搬送の判断・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 病院への付添同行・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 本人の身元確認・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

到着～診察・検査

- 医療同意・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

入院手続き

- 身元保証・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

部会名簿・作業ワーキング参加機関一覧・・・・・・・・ P 10

参考になるツール

- 救急情報シート・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
- 厚生病院入院セット・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
- トヨタ記念病院入院セット・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14
- わたしのノート(スタート編)・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
- わたしのノート(スタート編)記入ポイント・・・・・・・・ P 17
- エンディングノート わたしのノート・・・・・・・・ P 19
- 介護保険医療連携用情報提供 送付票・・・・・・・・ P 39
- 地域包括支援センター一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ P 40
- (通知) 身元保証人等がないことのみを理由に
医療機関において入院を拒否することについて・・・・・・・・ P 41

レシピ内「法の裏付け」の記載について

本部会の熊田均弁護士と杉本みさ紀弁護士による監修の下、レシピ集に記載している対応などに対して、その法律上の根拠や見解を記載しています。

日ごろからの準備

○ 入院時の持ち物（入院セット）

- ・ いざとなると慌ててしまうので、本人と支援者とで入院セットを事前に準備しておきましょう。
- ・ 慌てていると保険証の保管場所がわからず困ることがあるので、日ごろから保険証の保管場所を決めておきましょう。そして、いざというときに、保管場所が支援者にもわかるようにしておきましょう。
（例）玄関先にわかりやすく置いておく、保管場所を記載した紙を冷蔵庫に貼っておく
- ・ 入院に必要な寝巻・タオル類・日用品・おむつ類のレンタルサービスを利用する場合も、レンタルサービスには入っていない用品（ひげそり、イヤホン、携帯電話、充電器等）がありますので、あらかじめ準備をしておけるとよいでしょう。

◎参考になるツール

- ・ 各病院の入院時の持ち物（入院セット）

前もってやれるとよいと思うこと

- ・ ひとり暮らしの方は、入院セットを作っておく。
- ・ 日々関わっている支援者が入院セットのある場所を把握しておく。
- ・ 携帯電話の充電器はあらかじめ予備のストックをしておく。
- ・ 救急情報シートと入院セットを一緒にしておく。

今後やれるとよいと思うこと

- ・ 健康保険証のコピーなどを入院セットや救急情報シートと一緒にしておく。

日ごろからの準備

○ 緊急時の連絡先

- ・ 日ごろから、救急搬送や入院になったときに備えて、どこに連絡したらよいかについて、本人と一緒に考え、救急情報シートやわたしのノートに書き出しておきましょう。
- ・ ポイントとしては、かかりつけ医はどこか、家族や支援者など誰にどのような順番で連絡するのかまで記載しておけるとよいでしょう。

◎ 参考になるツール

- ・ 救急情報シート
- ・ わたしのノート（スタート編）
- ・ エンディングノート わたしのノート

前もってやれるとよいと思うこと

- ・ 救急情報シートやわたしのノートと入院セットを一緒にしておく。

日ごろからの準備

○ 入院や延命治療の意向

- ・ 支援者は、日ごろから本人の意向(入院や延命治療について)を聞き取り、記録を残しておきましょう。
- ・ ポイントとしては、どのような医療をしてほしいのか(してほしくないのか)や、最期をどのように迎えたいかについて記録しておけるとよいでしょう。
- ・ 受診や入院の希望がないと搬送できないことがあったり、また搬送しても入院できずに帰宅せざることを得ない場合があります。
- ・ そのため、チーム会議やサービス担当者会議などを活用し日ごろから本人の意向を確認しておきましょう。

◎参考になるツール

- ・ 救急情報シート
- ・ わたしのノート(スタート編)
- ・ エンディングノート わたしのノート

前もってやれるとよいと思うこと

- ・ 本人に入院や延命治療の意向を日ごろから確認しておき、記録を残しておく。

救急搬送

○救急搬送の判断

- ・ 119番、呼吸の有無、意識の有無、救急車の誘導、本人の名前、生年月日などより詳細な情報を救急隊に知らせることができるようにします。
- ・ 主治医や訪問看護等に救急搬送が必要か確認することもあります。
- ・ 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に救急搬送についての相談が入ることもあります。

◎参考になるツール

- ・ 診療情報提供書（医師から他の医師に向けたもの）
- ・ 看護サマリー（看護師が書くケア内容などの要約）
- ・ 介護保険医療連携用情報提供 送付票
- ・ 救急情報シート
- ・ わたしのノート（スタート編）
- ・ エンディングノート わたしのノート
- ・ 命のバトン（一部の地域）

緊急でやること

- ・ 気づいた人が救急車を呼ぶ。

【法の裏付け】

扶助が必要な人を保護する（刑法 218 条）。

ただし、本人と支援者との間で、健康・安全にかかわるサービスを提供する契約がある場合には、救急車を呼ぶ義務が生ずることがある。

前もってやれるとよいと思うこと

- 日ごろからサービス事業所間で、こういう時はどうするかなどの緊急時の連絡体制を作っておく。
- 搬送を迷う場合は、#7119 救急安心センター事業か、とよた急病子育てコール24 育救（いっきゅう）さんコール 0120-799-192 にTELする。
- 救急情報シートには救急要請内容を記載する部分があるので作成しておく。

今後やれるとよいと思うこと

- 平日の昼間、病院ソーシャルワーカーがいる時に救急車を呼ぶようにする。

救急搬送

○ 病院への付添同行

- ・ 支援者は救急搬送の付添同行ができる体制を整えておくといよいでしょう。
- ・ 本人の状態がわからない場合に、同行したほうがいいのか悩むときは、救急隊にその旨を伝えましょう。
- ・ 救急隊や病院は、付添同行が難しい人もいることを想定して、その場合はどうするかを考えておきましょう。

◎ 備考

- ・ 施設入所者の場合、夜間は緊急性が高いことが予測され、本人の心身の状況を伝える必要性が高く、施設職員が同行せざるを得ないことが多いです。

緊急でやること

- ・ 同行者が確保できない場合も、搬送はされる。

【法の裏付け】 同行する義務を定めた法令はない。

今後やれるとよいと思うこと

- ・ 付添同行が難しい場合があることについて、理由とともに、救急外来に周知を行っていく。
- ・ 救急隊や病院は、付添同行が難しい人もいることを想定して、その場合どうするかを考えておく。
- ・ 支援者等が付添同行をできない場合、詳細の確認ができる人と病院が話すことができるように、電話番号の確認をするなどの対応ができるとよい。

救急搬送

○ 本人の身元確認

- ・ 救急隊は、親族や関係者がいないかなどかを確認しておいてくれる場合があります。家の中にある連絡先の張り紙や宅急便の送り状などが役に立つこともあります。必要な情報を病院へ伝えることもできます。
- ・ 救急隊は、入院で必要ありそうなものが見つければ、搬送時に併せて持っていってくれることもあります（保険証や財布、鍵、入院セットなど）。
- ・ 屋外で通行人による通報の場合は、通行人に身分証を確認してもらうこともあります。
- ・ 病院は、
 - ・ 65歳以上：地域包括支援センター（住所地から中学校区を確認）
 - ・ 生活保護受給者：豊田市役所 生活福祉課（0565-34-6635）
 - ・ その他：豊田市役所 福祉総合相談課（0565-34-6791）に問い合わせるなどして、親族や関係者の情報がないか情報を集めます。支援歴があれば、親族や関係者の情報がわかる場合があります。

【法の裏付け】

本人の生命、身体の保護に必要な場合であって、人が意思を伝えることができないときには、必要な個人情報を提供できるということが、法律で認められています（個人情報の保護に関する法律27条）。

◎参考になるツール

- ・ 救急情報シート
- ・ わたしのノート（スタート編）
- ・ エンディングノート わたしのノート
- ・ 本人の携帯電話

前もってやれるとよいと思うこと

- ・ 「救急情報シート」など緊急連絡先がわかるようにしておく。
- ・ 支援者は本人から緊急連絡先を事前に確認しておく。

到着～診察・検査

○ 医療同意

- ・ 検査や手術、延命治療については、本人に意向確認、医療同意が行われます。
- ・ 病院では、第三者に医療同意を求めないようになってきています。
- ・ 本人・親族の判断が難しい場合は、本人にとって最善の方針は何かについて、病院や支援者で話し合うこととなります。

◎参考になるツール

- ・ わたしのノート（スタート編）
- ・ エンディングノート わたしのノート

緊急でやること

- ・ 本人に確認。意思が不明な場合、ガイドラインに沿ってチームで方針決定。

【法の裏付け】

医療同意は、本人以外には認められない（家族等に意見を聴くのは、家族等が本人の生活状況を知ることが多く、本人意思を推定することに役立つため）。

前もってやれるとよいと思うこと

- ・ 本人の意思表示が難しい場合を考え、本人に入院や延命治療の意向を日ごろから確認し、記録を残しておく。

今後やれるとよいと思うこと

- ・ 医療についての説明を本人が理解しやすいように、本人が信頼している支援者がいる場合は、説明の場に同席できるようにする。
- ・ 第三者は医療同意をできないということの周知が進むようになる。

入院手続き

○ 身元保証

- ・ 支援者に病院から入院契約書や支払いの身元保証欄に記名を依頼されることがありますが、記名できない場合はできない旨を伝えましょう。

緊急でやること

- ・ 本人と契約する。本人の意思が不明な場合は、事務管理を適用して入院を進める。

【法の裏付け】

医療（入院）は、本人との契約に基づく。

本人に契約能力がない場合、民法上の事務管理となる。

身元引受人がない場合も拒否できない(医政医発 0427 第 2 号平成 30 年 4 月 27 日 身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて)。

今後やれるとよいと思うこと

- ・ 身元保証欄のが無記名であっても入院等の妨げにならないようになる（空欄の場合もやむを得ない）。

**豊田市成年後見・法福連携推進協議会
身寄りのない方への支援のあり方検討部会**

愛知県弁護士会	熊田 均 ◎
愛知県弁護士会	杉本 みさ紀
愛知県司法書士会	川上 明子
愛知県社会福祉士会	近藤 孝
豊田加茂医師会	那須 正和
愛知県厚生農業協同組合連合会 豊田厚生病院	杉村 龍也
豊田市基幹包括支援センター	杉浦 良馬
豊田市地域自立支援協議会	阪田 征彦
公益財団法人豊田地域医療センター	山内 聖
医療法人豊和会 南豊田病院	成瀬 智
社会福祉法人旭会	三井 克哉
豊田福寿園	長嶋 めぐみ

※ 敬称略。◎は部会長。

作業ワーキング参加機関一覧

成年後見人（弁護士・司法書士・社会福祉士）
豊田加茂医師会事務局
医療相談員（豊田厚生病院・トヨタ記念病院・豊田地域医療センター・足助病院）
豊田市地域自立支援協議会
特別養護老人ホーム
基幹包括支援センター・地域包括支援センター
豊田市成年後見支援センター
豊田市役所（警防救急課・北消防署管理課・生活福祉課・福祉総合相談課）

【事務局】豊田市役所福祉総合相談課、豊田市成年後見支援センター

救急情報シート

※ 太枠内を事前に記載して保管し、救急要請時に救急隊へ渡してください。

ふりがな		男 ・ 女	生年月日	
氏名			明治 大正 昭和	年 月 日
住所				
電話	() —			
現病歴・既往歴・ADL			処方薬 (お薬手帳があれば記載不要です。)	
【かかりつけ医療機関 :			【薬の管理 : 本人・施設】	
● 緊急連絡先 (家族の了承を得て記載してください。記載されない場合は施設で責任を持って連絡し、結果を救急隊に伝えてください。)				
優先順位	ふりがな 氏名	続柄	電話番号	住所
①			自宅 :	
			携帯 :	
②			自宅 :	
			携帯 :	
● 救急要請内容 (救急要請時にできる範囲で記載してください。状況により記載できない場合は、下記事項を救急隊に伝えてください。)				
いつから...				
何をしている時に...				
どんな症状が...				
行った応急手当、バイタル測定値...				

《参考情報》

● 対応チェックリスト

(以下の項目をできる範囲で実施してください。)

- ① **応急手当の実施** ・ 1 1 9 番通報に対応した指令員が、応急手当の指導を行うことがあります。
(容態が急変した場合は、再度 1 1 9 番通報をしてください。)
- ② **救急隊からの電話対応** ・ 出動した救急隊から電話が入ることがあります。
- ③ **医療機関への連絡** ・ 搬送を希望する医療機関に事前連絡がとれていると救急搬送が円滑に行えます。
- 豊田厚生病院 トヨタ記念病院 豊田地域医療センター その他 ()
0565-43-5000 0565-28-0100 0565-34-3000
- ④ **家族への連絡** ・ 傷病者の家族に連絡をお願いします。
- 優先順位① 優先順位② その他 ()
- ⑤ **救急隊の誘導** ・ 救急隊が到着したときに傷病者の場所まで誘導をお願いします。
- ⑥ **傷病者の移動** ・ 傷病者を玄関付近まで移動してもらえると、救急搬送が円滑に行えます。
- ⑦ **救急車への同乗** ・ 傷病者の状態について説明できる職員が同乗してもらえると、搬送先の医療機関との引き継ぎが円滑に行えます。
(傷病者の診察券、お薬手帳、サマリー等の持参をお願いします。)

● その他、救急隊への連絡事項



入院に際して準備していただくもの

チェックリスト

入院手続きで必要なもの

- 診察券
- 保険証
- 限度額適用認定証
- 各種医療受給者証
- 各種手帳(ペースメーカー手帳など)



- 退院証明書
(過去3か月以内に他の医療機関に入院されていた方のみ)
- 入院申込書
- 入院時間診票(入院前未記入の場合)
- 臓器提供意思表示カード(お持ちの方のみ)
- 各種同意書

入院生活で必要なもの

- パジャマ・寝まき等の寝衣
- 下着類
- シューズもしくは室内履き
(転倒防止のため、つま先とかかとが覆われているもの、足のサイズにあったもの、底がすべりにくいものをご用意ください)
※転びやすい方は
売店にございますので
ご利用ください
- ティッシュペーパー
- タオル、バスタオル
- イヤホン(テレビ視聴用:多床室の場合のみ)
- 洗面用具(歯ブラシ、歯磨き粉、コップ(割れないもの)、シャンプー、リンス、石鹸、洗面器などの使用する物のみ)
- マスク



- 髭剃り
(安全上、可能な限り電気かみそりをご持参ください)
- 洗濯用洗剤(洗濯機をご利用の方)
- 吸いくちコップ(必要な方のみ)
- 食事用エプロン(必要な方のみ)
- 各種入れ物(補聴器、入れ歯、眼鏡、コンタクトレンズなどを使用の方のみ)
- 筆記用具
- 服用中のお薬
- おくすり手帳
おくすりの説明書(薬剤情報提供書)
- エコバック(売店レジ袋は有料です)



※箸、スプーン、フォーク、湯のみはをご用意しております。病院食以外でご使用の場合は、各自でご準備願います。
 ※病状等により上記以外のものをご準備いただく場合があります。ご不明な点は看護師へお尋ねください。
 ※持ち物は各自でご管理願います。
 ※臓器提供の意思がある場合は、お申し出くださいますようお願いいたします。
 臓器提供意思表示カードは、当院にて配布しております。

入院に際して準備していただくもの



入院時に必要となるタオル・衣類・日用品・紙おむつなどをご用意させていただきます。レンタルセットがございます。
 詳細は「メディカルケアセット・オムツセットのご案内」をご参照ください。



お申込・お問い合わせ窓口 ————— 豊田厚生病院内コンビニ [営業時間] 7:30~20:00



○ ご準備いただくもの

入院の際は、下記をご準備ください。

- ★印は、入院当日に中央棟 1 階 入退院案内にご持参ください。
- すべての持ち物にはフルネームで記名をお願いいたします。
- アメニティセットのレンタルもご用意しております（有料）。※印はアメニティセット（Aセット）に含まれます。詳細は別紙をご参照のうえ、入院時に病棟看護師にお申し込みください。
- 箸とスプーン（小）は病院で用意いたします。
- 電気製品の使用を希望される方は、入院時に病棟看護師にお申し出ください。
（状況により許可いたしかねる場合がございます）

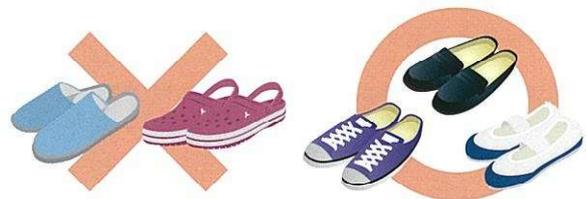
持ち物チェックリスト

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 入院申込書★ | <input type="checkbox"/> 健康保険証★ |
| <input type="checkbox"/> 各種医療受給証★ | <input type="checkbox"/> 診察券★ |
| <input type="checkbox"/> 印鑑（シャチハタ可）★ | <input type="checkbox"/> 常用薬剤・お薬手帳 |
| <input type="checkbox"/> 歯ブラシ※ | <input type="checkbox"/> 歯磨き粉※ |
| <input type="checkbox"/> 義歯用洗浄剤※ | <input type="checkbox"/> 義歯ケース※ |
| <input type="checkbox"/> ボディーソープ※ | <input type="checkbox"/> シャンプー※ |
| <input type="checkbox"/> フェイスタオル※ | <input type="checkbox"/> バスタオル※ |
| <input type="checkbox"/> ティッシュペーパー※ | <input type="checkbox"/> お茶用コップ（割れないもの）※ |
| <input type="checkbox"/> パジャマ・寝巻きなどの寝衣（指示のある場合は前開き）※ | |
| <input type="checkbox"/> テレビ用イヤホン（相部屋の方）※ | |
| <input type="checkbox"/> 下着類 | <input type="checkbox"/> 履き物（下記①～③をすべて満たすもの） |
| <input type="checkbox"/> マスク（入院日数分+2、3枚） | <input type="checkbox"/> ハンドソープ（個室の方） |
| <input type="checkbox"/> スプーン（大） | <input type="checkbox"/> ふきん |
| <input type="checkbox"/> 時計 | <input type="checkbox"/> 筆記用具 |
| <input type="checkbox"/> ヘアドライヤー（病棟で共用品を貸出可能ですが、お待ちいただく場合があります） | |
| <input type="checkbox"/> 電気カミソリ（剃刀は持ち込み禁止） | |

入院中の転倒防止のため、履き物は下記①～③をすべて満たすものをご準備ください。

- ① つま先とかかどが覆われているもの
- ② 足のサイズに合ったもの
- ③ 底がすべりにくいもの（すべり止めがすり減っていないことをご確認ください）

スリッパや合成樹脂サンダル（クロックスなど）は、転倒の危険性が高いため使用しないでください。
ご不明な点はお相談ください。



● 治療について（万が一に備えて…）

治療について 1日でも長く生きられるような治療を受けたい
 痛みや苦しみが少なくなる治療を受けたい
 上記2つとも希望しない
 その他（ ）

最期に過ごしたい場所 自宅 病院 老人ホームなどの施設
 障がい児・者などの施設 その他（ ）

● 意思決定が困難になった場合、わたしの意思を推定する者として、治療や日常的なケアを含めて相談してほしい人（いない場合は空欄で良いです）

ふりがな 氏名 関係 連絡先

● そのほか、支援者に知っておいてほしいことや配慮してほしいこと

● 緊急連絡先

1 1 ふりがな 氏名 関係 連絡先
2 2 ふりがな 氏名 関係 連絡先

● このノートと一緒に作った人

家族の構成図

氏名 関係
氏名 関係
氏名 関係
氏名 関係

このノートに記載する情報がケアに反映されます。自分の望む生活を送るため、このノートを、医師や看護師、ケアマネジャーなどの専門職（支援者）と共有しましょう。また、意思が変わったと感じた際には、積極的にこのノートを更新していきましょう。

※専門職など一緒に作った人からの一言メッセージ※

作成日 令和 年 月 日 （作成場面 ）

ふりがな 本人氏名 男・女 生年月日 大・昭平・令 年 月 日
住所

作成：豊田市在宅医療福祉連携推進会議(令和3年3月)6 次回作成予定日 令和 年 月 日

わたしのノート（スタート編）



書けるところから書いていきましょう。

● わたしの思い・夢（ありたい自分、叶えたい夢、希望、家族への想いを記載しましょう）

♪理由やエピソードはあ

一方で、不安に思っ

★Point★

- ☞初めから書けない場合は、「わたしのこと」などから書き始め、自分の想いを整理してから書いていきましょう。
- ☞「わたしの思い・夢」を書いた特別な理由や想いがあるはず。自分の想いや人生観を表すキーワードになるため、エピソードや理由を書いてみましょう。
- ☞「わたしの夢・想い」がある一方で、不安に思っていることや心配なことなどを書いてみましょう。

★記載例★

- ・人に迷惑をかけずに自立して生きていきたい。
- ・家族との思い出の場所の〇〇へ行きたい。
- ・□□を経験・体験してみたい。
- ・足腰が弱り、歩けなくなってしまわないか不安。
- ・介護が必要になった場合に、ひとり暮らしでも暮らしていけるかが不安。

● わたしに対する家族の想い

★Point★

- ☞ご本人をケアすることへの想いや、「わたしの夢・想い」に対する想い、ご本人に対してどのような生き方をしてほしいかなど、ご家族の方がご本人に対する想いを書きましょう。

● わたしのこと

趣味

口理

大切な場所

好きな色

楽しみなこと

苦手・

嫌いなこと

療養・生活し

自宅

病院

老人ホームなどの施設

続けたい場所

障がい児・者などの施設

その他（ ）

● 健康状態などについて

かかりつけ医

有 ・

連携先病院

有 ・

疾病名

介護認定

無 /

障がい手帳

無 /

★Point★

- ☞かかりつけ医
自分の健康に異変を感じた場合に相談をする医療機関がかかりつけ医です。
- ☞連携先病院
かかりつけ医とは別の病院で検査などを行っていることがあれば、その病院を書いてください。
- ☞疾病名
分からない・書きたくない場合は、書かなくても良いです。

特定疾患受給者証

有 ・ 無 ・ 申請中

生活保護

有 ・ 無 ・ 申請中

● 治療について（万が一に備えて…）

治療について
最期に過ごしたい
場所

★Point★

☞どんな人にも万が一は起こりうる話です。自分に万が一のことが起こった時に、どのような治療をしてほしいか、どこで最期を過ごしたいか、整理をしてみましょう。

障がい児・者などの施設 その他（ ）

● 意思決定が困難に
治療や日常的なケア

ふりがな
氏名

★Point★

☞意思決定が困難になった場合でも意思は存在するため、まわりの支援者はわたしの意思を推定し、十分に話し合ったうえで最善の方針をとります。その際に、わたしの意思を推定する人を前もって定め、その人と治療や日常的なケアを含め、繰り返し話し合うことで、意思が推定しやすくなります。

● そのほか、支援者に知っておいてほしいことや配慮してほしいこと

★Point★

☞周りのかたに対して、知っておいてほしいことを書きましょう。

★記載例★

- ・自分には〇〇といったこだわりがある。
- ・自分が混乱しているときは、落ち着いてから話をしてほしい。
- ・身体手帳は持っていないが足が不自由。
- ・耳が遠く聞き取りづらいことが多いため、大きな声で話してほしい。
- ・認知機能が低下しているため、記憶を繰り返し振り返るように心がけてほしい。
- ・（終末期の方で）状態が急変した場合は、救急車を呼ばないでほしい。

● 緊急連絡先

1 1 ふりがな 氏名 関係 連絡先

2 2 ふりがな 氏名 関係 連絡先

● このノートと一緒に作った人

家族の構成図

氏名 関係

氏名 関係

氏名 関係

氏名 関係

★Point★

☞家族の構成図

- ・ご本人と一緒に暮らしている方など、ご本人との家族の関係性を図で表します。
- ・ご本人・ご家族では書くことが難しいため、専門職の方が書いても良いです。

このノートに記載する情報がケアに反映されます。自分の望む生活を送るため、このノートを、医師や看護師、ケアマネジャーなどの専門職（支援者）と共有しましょう。また、意思が変わったと感じた際には、積極的にこのノートを更新していきましょう。

※専門職など一緒に作った人からの一言メッセージ※

★Point★

- ☞一緒に作成した専門職などから本人に対する一言メッセージを書きましょう。
- ☞作成日に加えて、どのような場面で作成したのか書きましょう。（例）入院時、退院時、ケアマネジャーとの初めての面談時など
- ☞次に作成するときは、今の内容から変わっていることもあるため、次の作成予定日（半年後・1年後など目安）を書きましょう。

作成日 令和 年 月

ふりがな

本人氏名

住所

エンディングノート

わたしのノート



お名前 _____

はじめに

このノートは「自分はこうしたい」「こうして生きていきたい」という希望を記録するものです。認知症などにより十分に意思表示ができなくなったとき、自分の意思を相手に対して伝える参考材料として利用することができます。

住み慣れた地域社会で、ご自身が自分らしく生きることの手助けになることを願って、このノートを作成いたしました。

- 人生を振り返り、わたしを見つめなおします。
- 普段の暮らしを記録し、もしものときの希望を表明します。



目 次

- はじめに
- 私のこと 2
- 私の好きなもの 3
- 私の健康状態 4
- 病気について 5
- 介護が必要になったら 7
- 認知症等になったら 8
- 葬儀のこと 9
- お墓のこと 10
- 遺言について 11
- 渡したいもの その他のもの 12
- 預貯金等の資産 13
- 借入金・保険等 14
- もしもの時の連絡先 15
- 大切な人へのメッセージ 16
- あなたの身近な相談窓口 18



記入日： 年 月 日

私のこと

ふりがな

大正・昭和・平成

名前 年 月 日生

〒

現住所

電話番号 () ー 血液型

本籍地

私の歩いた道のり

学歴

年 月 卒

年 月 卒

年 月 卒

年 月 卒

職歴

年 月～ 年 月

年 月～ 年 月

メモ（上記では書ききれなかったことをお書きください）

私の好きなもの

〈趣味・特技〉

〈好きな食べ物・飲み物〉

〈好きな色〉

〈日課〉

〈お気に入りの場所〉

〈メモ〉（上記では書ききれなかったことをお書きください）

記入日： 年 月 日

私の健康状態

〈かかりつけの病院〉

病院名 電話番号 () -

科名 病名

病院名 電話番号 () -

科名 病名

病院名 電話番号 () -

科名 病名

〈お薬〉

- いつも飲む薬
- お薬手帳保管場所

〈アレルギー等気をつけること〉

〈健康保険証〉

- 種類 国民健康保険 社会保険 後期高齢者医療保険
- 保管場所

〈介護保険証〉

- 介護保険証 有 ・ 無 保管場所

〈障がい者手帳等〉

- 障がい者手帳等 有 ・ 無 保管場所
- 種類 身障 (級) 精神 (級) 療育 (判定) 難病

病気について ～不治の病になった時のことを考えて～

※チェックを入れてください

〈告知について〉

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 病名・余命を告知してほしい | <input type="checkbox"/> 病名・余命ともに告知しないでほしい |
| <input type="checkbox"/> 病名のみ告知してほしい | <input type="checkbox"/> 家族等にまかせる |
| <input type="checkbox"/> その他 | |
- ()

〈延命措置について〉

- | | |
|---|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 可能な限り延命措置を受けたい | <input type="checkbox"/> 延命措置を希望しない |
| <input type="checkbox"/> 苦痛を少なくすることを重視したい | <input type="checkbox"/> 家族等にまかせる |
| <input type="checkbox"/> その他 | |
- ()

* 延命措置とは？（日本尊厳死協会ホームページ <http://www.songenshi-kyokai.com> より抜粋）
リビングウィルに書かれている「延命措置」とは、回復の見込みがないと診断された患者で、かつ死期が近づいているにもかかわらず、人工呼吸器や透析、胃ろうなどによって生命を維持させるための措置です。

〈人生の最期の時を過ごしたい場所について〉

- | | |
|---|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 自宅で過ごしたい | <input type="checkbox"/> 病院で看護を受けたい |
| <input type="checkbox"/> ホスピス（緩和ケア病棟）で過ごしたい | <input type="checkbox"/> 家族等にまかせる |
| <input type="checkbox"/> その他（ | ） |

〈臓器提供について〉

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 希望する | <input type="checkbox"/> 希望しない |
|-------------------------------|--------------------------------|
- 臓器提供意思表示カードを 持っている 保管場所
- 持っていない

記入日： 年 月 日

病気について ～不治の病になった時のことを考えて～

※チェックを入れてください

〈献体について〉

希望する

希望しない

(献体登録を している 登録先 していない)

〈私が判断できないときは〉

私の治療方針については 名前 [続柄:] の

意見を尊重して決めてください。 連絡先

〈メモ〉 ※書き足りないことなどを自由にお書きください。

記入日： 年 月 日

介護が必要になったら

※チェックを入れてください

〈介護をお願いしたい人〉

- 配偶者 子ども
- ヘルパーなど介護保険のサービスを利用したい
- その他

名前 _____ [関係: _____]

〈介護してほしい場所〉

- なるべく自宅を希望する
- 病院・施設

名称・場所等 _____

- お任せする

〈介護の費用〉

- 収入の範囲内でお願いしたい
- 私の預金を使ってほしい
- 用意していない
- その他

()

認知症等になったら

※チェックを入れてください

〈財産管理などをお願いしたい人〉

配偶者

子ども

親族

成年後見人等

任意後見人

【成年後見制度とは】

認知症等で、判断能力が十分でない方を保護・支援するための制度です。

■成年後見人等... 本人の利益を考えながら、財産管理に関する支援や、本人を代理して各種の手続きや契約を行う人のことです。成年後見人は家庭裁判所によって選ばれます。

利用する場合 豊田市成年後見支援センターへご相談ください。

■任意後見人... 本人との間で結んだ任意後見契約に基づいて、判断能力が低下したら、本人の身上監護や財産管理に関する事務を行う人のことです。

〈メモ〉 ※書き足りないことなどを自由にお書きください。

葬儀のこと

※チェックを入れてください

葬儀をする

葬儀をしない

〈葬儀の形式〉

自分の信じる宗教で 具体的に

無宗教で

家族・親族等に任せる

〈葬儀の場所〉

お任せする

希望がある 名称等

互助会に入っている

入っていない

その他 _____

〈葬儀の規模〉

豪華・盛大に

家族・近親者のみ

お任せする

〈遺 影〉

用意してある 保管場所

お任せする

〈葬儀の費用〉

私の預金でまかなってほしい

お任せする

その他 _____

お墓のこと

※チェックを入れてください

〈お墓の場所〉

すでにある

名称

住所

連絡先

希望あり

新たにお墓を購入

永代供養墓・納骨堂

散骨

その他 ()

お任せする

〈お墓の費用〉

私の預金でまかなってほしい

お任せする

その他

〈メモ〉 ※書き足りないことなどを自由にお書きください。

遺言について

※チェックを入れてください

〈遺言書の有無〉

作成していない

作成している 保管場所

作成している場合は、以下種別のいずれかにチェック

自筆証書遺言 (作成年月日：)

公正証書遺言 (作成年月日：)

■自筆証書遺言... 遺言者本人がその全文、日付及び氏名を手書きし、捺印をした遺言です。(2019年より財産目録のみパソコンでの記入が可能となりました) 実際に相続する場合は、家庭裁判所での検認が必要になります。

■公正証書遺言... 公証役場にて、証人2人以上の立ち合いのもと、遺言者本人の口授により公証人が遺言者の内容を文章にします。費用はかかりますが、検認手続きは不要で原本は公証役場に保管されるため安全な方法とされています。

◎遺言書は、自分が元気なうちに、残された者が困らないように作成しておくものです。相続や遺言書については、専門家に相談されることをおすすめします。

記入日： 年 月 日

渡したいもの～形見分け～

何を 品名 _____

保管場所 _____

誰に 名前 _____ 関係 _____

連絡先 _____

メッセージ

何を 品名 _____

保管場所 _____

誰に 名前 _____ 関係 _____

連絡先 _____

メッセージ

何を 品名 _____

保管場所 _____

誰に 名前 _____ 関係 _____

連絡先 _____

メッセージ

その他のものは

- 寄付が可能なものは、寄付してほしい
- すべて処分してほしい

メモ

記入日： 年 月 日

預貯金等の資産

〈不動産〉

種別	所在地	持ち分	備考
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物			
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物			
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物			
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物			
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物			

〈預貯金〉

金融機関・支店名	種別	口座番号	備考

〈その他の資産〉

名称	内容	保管場所など	備考

記入日： 年 月 日

借入金・保険等

〈借入金・ローン〉

借入先	金額	返済方法	備考

〈生命保険・損害/障害保険〉

保険会社	種類・内容	受取人	備考

〈公的年金〉

基礎年金番号	種類	受給金額	備考

〈個人年金・企業年金〉

名称	記号番号等	受給金額	備考

記入日： 年 月 日

もしもの時の連絡先リスト

名前と関係	住所・電話番号	備考
()	〒 Tel : () -	
()	〒 Tel : () -	
()	〒 Tel : () -	
()	〒 Tel : () -	
()	〒 Tel : () -	
()	〒 Tel : () -	
()	〒 Tel : () -	
()	〒 Tel : () -	
()	〒 Tel : () -	
()	〒 Tel : () -	

大切な人へのメッセージ

さんへ

さんへ

さんへ

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

—あなたの身近な相談窓口—

65歳以上の高齢者の方やそのご家族の相談は...

地域包括支援センター

☎ () —

障がい・介護サービスを利用されている方は...

事業所名	電話番号	担当者
	() —	
	() —	
	() —	
	() —	

福祉のことで困ったときは...

豊田市役所 福祉総合相談課

(0565)34-6791

社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会

豊田市成年後見支援センター

〒471-0877 豊田市錦町1丁目1-1

☎ : (0565) 63-5566 Fax : (0565) 33-2346

E-mail : s-shien@toyota-shakyo.jp

※火曜日から土曜日

午前8時30分～

午後5時15分

(日・月・祝日および
年末年始は休みになります)

【入院時情報提供】介護保険医療連携用情報提供 送信票

様式 2

【発信先】
 医療機関名：
 担当部署名：
 電話： FAX：

【発信者】
 事業所名：
 担当者名：
 電話： FAX：

令和 年 月 日

フリガナ 利用者氏名	性別	住所	〒			
生年月日	年	月	日生	歳	電話番号	
フリガナ 連絡者氏名	住所	〒		続柄	電話番号	
要介護度	負担割合	割	減免		生保	
認定有効期間・申請日	年	月	日	～	年	月 日

※新規申請中・変更申請中の場合は上欄に申請日を記入してください。

本人の好きなこと・価値観・希望の療養場所・治療に関する希望 など 誰から聞いたか：本人・その他() 聞いた時期 年 月 日頃	それに対する家族の意向
(代理意思決定者 氏名 続柄)	

主な疾患(現症)	疾患名		病院名				主治医名		通院・訪問

ADL	状態	ADL	状態	ADL	状態	ADL	状態	認知症有無
移動		食事		入浴		更衣		
移乗		排泄		整容		服薬管理		

特記事項

生活上の問題  ()

利用していたサービス及び頻度							
		回/週			回/週	訪問看護	回/週
		回/週			回/週	ステーション名	
		回/週			回/週		

福祉用具貸与
サービス利用
時の留意点

家族構成	家族介護者の状況等	生活歴・経済状況			

住環境	階建	階	エレベーターの有無
-----	----	---	-----------

連絡事項
その他

相談窓口【地域包括支援センター】

※豊田市の市外局番は(0565)です

担当地区 (五十音順)	名称	所在地	電話
逢妻	ほっとかん地域包括支援センター	本新町7-48-6(有料老人ホーム豊田ほっとかん内)	36-3006
旭	めくもりの里包括支援センター	池島町屋ケ平22(老人福祉センターめくもりの里内)	68-2338
朝日丘	社協包括支援センター	錦町1-1-1(豊田市福祉センター内)	32-4342
足助	足助地域包括支援センター	岩神町仲田20(足助病院内)	62-0683
井郷	豊田福寿園地域包括支援センター	高町東山7-46(特別養護老人ホーム豊田福寿園内)	45-5357
石野	石野の里地域包括支援センター	東広瀬町神田26-1(特別養護老人ホーム石野の里内)	78-6711
稲武	いなぶ包括支援センター	桑原町中村5(稲武福祉センター内)	82-2530
梅坪台	豊田地域ケア支援センター	西山町3-30-1(豊田地域医療センター内)	34-3209
小原	ふくしの里包括支援センター	沢田町梅ノ木574(小原福祉センターふくしの里内)	65-1600
上郷	地域包括支援センターかすえの郷	和会町東郷148(老人保健施設かすえの郷内)	21-6725
猿投	地域包括支援センター猿投の楽園	加納町向井山9-1(特別養護老人ホーム猿投の楽園内)	45-3717
猿投台	こささの里地域包括支援センター	越戸町上西小笹116(特別養護老人ホームこささの里内)	46-9677
下山	まどいの丘包括支援センター	神殿町中切7-2(下山保健福祉センターまどいの丘内)	90-4335
浄水	豊田厚生地域包括支援センター	浄水町伊原原500-1(豊田厚生病院内)	43-5022
末野原	みなみ福寿園地域包括支援センター	永覚新町5-194(特別養護老人ホームみなみ福寿園内)	24-5000
崇化館	ひまわり邸地域包括支援センター	栄生町5-20(特別養護老人ホームひまわり邸内)	33-0801
高岡	わかばやし園地域包括支援センター	若林西町北山76(特別養護老人ホーム豊田わかばやし園内)	51-1255
高橋	地域包括支援センターくらがいけ	岩滝町高入40-1(特別養護老人ホームくらがいけ内)	80-1244
藤岡	ふじのさと包括支援センター	藤岡飯野町坂口1207-2(藤岡福祉センターふじのさと内)	76-5294
藤岡南	地域包括支援センター藤岡の楽園	西中山町オケ洞10-5(特別養護老人ホーム藤岡の楽園内)	75-1258
豊南	トヨタ地域包括支援センター	平和町1-1(老人保健施設ジョイステイ内)	24-0623
保見	地域包括支援センター保見の里	保見町南山109-1(特別養護老人ホーム保見の里内)	48-3004
前林	つつみ園地域包括支援センター	堤町堤18-1(特別養護老人ホーム豊田つつみ園内)	51-5206
益富	地域包括支援センター益富の楽園	古瀬間町古宿131(特別養護老人ホーム益富の楽園内)	41-7788
松平	笑いの家地域包括支援センター	滝脇町杉長入23(特別養護老人ホーム笑いの家内)	58-5152
美里	地域包括支援センターとよた苑	野見山町5-80-1(特別養護老人ホームとよた苑内)	87-3700
竜神	ひまわりの街地域包括支援センター	本町本電48(特別養護老人ホームひまわりの街内)	47-8158
若園	みのり園地域包括支援センター	中根町男松79(特別養護老人ホーム豊田みのり園内)	53-6361

医政医発 0427 第 2 号
平成 30 年 4 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において
入院を拒否することについて

医療機関において、患者に身元保証人等がないことのみを理由に、入院を拒否する事例が見受けられるが、当該事例については下記のとおり解すべきものである。貴職におかれては、貴管下保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等への周知をお願いするとともに、貴管下医療機関において、患者に身元保証人等がないことを理由に入院を拒否する事例に関する情報に接した際には、当該医療機関に対し適切な指導をお願いする。

記

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項において、「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」と定めている。ここにいう「正当な事由」とは、医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合に限られるのであって、入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第 19 条第 1 項に抵触する。

豊田市成年後見支援センター支援シート

担当：	初回相談日：令和5年 月 日	相談者：
対象者氏名：	性別：	明・大・昭 年 月 日生(歳)
住所：	電話：	本人の居場所：
対象者の類型： <input type="checkbox"/> 認知症高齢者 <input type="checkbox"/> 知的障がい者 <input type="checkbox"/> 精神障がい者 <input type="checkbox"/> その他 ()		
家族関係図：	生活歴・概要：	

身 体 状 況	医療保険： <input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 社保 <input type="checkbox"/> 後期高齢 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 障がい者医療 <input type="checkbox"/> 不明	
	自立支援医療： <input type="checkbox"/> 育成 <input type="checkbox"/> 更生 <input type="checkbox"/> 精神通院 <input type="checkbox"/> なし	
	健 康 状 態	
	病歴（病名、診断日、入院歴等）：	
	かかりつけ医・・・診断書作成が <input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能	
	介 護 保 険	障 が い 等
<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援 () <input type="checkbox"/> 要介護 ()	障がい手帳 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
認定期間 ()	<input type="checkbox"/> 療育手帳 (A B C) 判定	
身体自立度 (無 J A B C)	<input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳 (級)	
認知度 (無 I IIa IIb IIIa IIIb IV)	<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳 (種 級)	
	<input type="checkbox"/> その他 (病名：)	

環 境 状 況	住居の状況	<input type="checkbox"/> 持ち家 (名義：) <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他施設 ()		
	サービス利用状況			
	関係機関	連絡先	備考	

親 族 状 況	氏 名	続柄	年齢	住 所	電話・備考
家族関係及び特記事項： 親族意向確認中					

経 済 状 況	収入	金額（月額）	支出	金額（月額）
	国民年金		食費、生活費	
	給付金		携帯代	
	遺族年金		上下水道代	
	企業年金		ガス代	
	障がい年金		電気代	
	各種手当（扶助料）		医療費	
	生活保護費		家賃	
			その他（日常利用料）	
	仕送り等その他			
収入合計		円	支出合計	円
課税状況	<input type="checkbox"/> 住民税課税世帯 <input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 不明			
利用支援事業	<input type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 不適用 <input type="checkbox"/> 不明			
財産・預貯金（銀行名・支店名）			残額	
その他の財産がある場合（不動産、株、負債等）				

＜本人の暮らしに対する希望＞

＜本人が抱える主な課題＞

借金・お金 相続 家族・トラブル 支援体制が整っていない 居所変更・自宅退去・処分

＜本人への制度説明と制度活用への意向＞

1 本人への制度説明の実施・・・説明実施済 説明未実施※
 2 本人の制度理解の状況・・・一定程度理解している 理解していない※ 理解しているか不明
 3 本人の制度活用への意向・・・希望している 希望していない※ 希望しているか不明

＜付議理由＞ ※上記1～3で※の項目にチェックした場合のみ記載

＜申立ての検討＞

1 本人申立てが・・・できる できない
 2 二親等以内の親族が・・・いる いない
 3 二親等以内の親族がいるが、申立てを・・・期待できる 期待できない
 4 三親等または四親等の申立てを行おうとするものが・・・いる いない

申立て方法・・・本人申立て 親族申立て 市長申立て

申立ての種類・・・後見 保佐 補助

申立てに関する特記事項

候補者調整結果シート

1 対象者氏名

〇〇〇〇

2 日時・場所

年 月 日 () 午前/午後 時～ 時

豊田市福祉センター 介護予防室

3 参加者

豊田市福祉部福祉総合相談課 (〇〇・〇〇)

豊田市成年後見支援センター (〇〇・〇〇・〇〇)

アドバイザー (〇〇弁護士・〇〇司法書士・〇〇社会福祉士)

社会福祉連携推進法人となりの (〇〇)

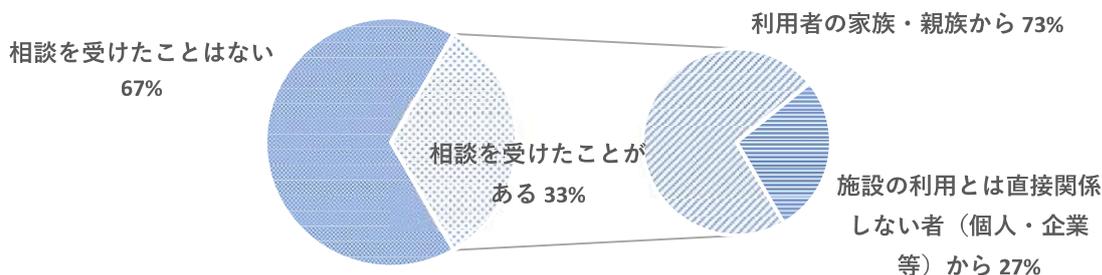
4 検討結果概要

結果概要：下表のとおり

<u>市民後見人の検討</u>	<p>1 <u>本人が必要とする支援の中心が、財産管理や身上保護を通じた「丁寧な見守り」や「意思決定支援」である</u></p> <p>1 → <u>市民後見受任を検討 (複数受任・リレーを含む)</u></p>		
<u>法的な支援の必要性</u>	<u>福祉的な支援の必要性</u>	<u>セーフティネット支援の必要性</u>	<u>総合判定</u>
<p>1 <u>債務管理、金銭搾取等紛争性(の可能性)に対する支援が必要</u></p> <p>2 <u>不動産の売却や相続手続き等の支援が必要</u></p>	<p>1 <u>介護・福祉サービスの利用調整や入院・入所の調整や、それらとの連携が中心となり支援が必要</u></p> <p>2 <u>若年者や長期入所者など比較的長期間にわたる丁寧な身上保護が中心となる支援が必要</u></p>	<p>1 <u>8050問題・ひきこもり・虐待対応・ネグレクト等行政機関との緊密な連携を要する支援が必要</u></p> <p>2 <u>成年後見制度利用支援事業の対象にならない境界層の低所得者への後見活動が必要</u></p>	<p><input type="checkbox"/>市民後見人</p> <p><input type="checkbox"/>弁護士</p> <p><input type="checkbox"/>司法書士</p>
<p>1 → <u>弁護士受任を検討</u></p> <p>2 → <u>司法書士受任を検討</u></p>	<p>1 → <u>社会福祉士受任を検討</u></p> <p>1 or 2 → <u>法人後見団体受任を検討</u></p>	<p>1 or 2 → <u>社会福祉協議会受任を検討</u></p>	<p><input type="checkbox"/>社会福祉士</p> <p><input type="checkbox"/>法人後見団体</p>
<p><u>【本人の暮らしに対する希望】</u></p> <p>【本人が抱える課題への支援の見通し】</p> <p>【後見人等に求められる後見活動】</p> <p>【結論】</p>			<p>()</p> <p><input type="checkbox"/>後見センター</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p> <p>()</p>

問1 過去5年間程度の間、寄付・遺贈等の相談を受けたことがありますか？（複数回答可）

判断能力が十分な施設利用者からの相談を受けたことがある	0名
判断能力が不十分（認知症など）な施設利用者からの相談を受けたことがある	0名
利用者の家族・親族から相談を受けたことある	8名
施設の利用とは直接関係しない者（個人・企業等）から相談を受けたことがある	3名
相談を受けたことはない	16名



問2 相談を受けたことがある場合、過去5年間程度の間、何件ありましたか？

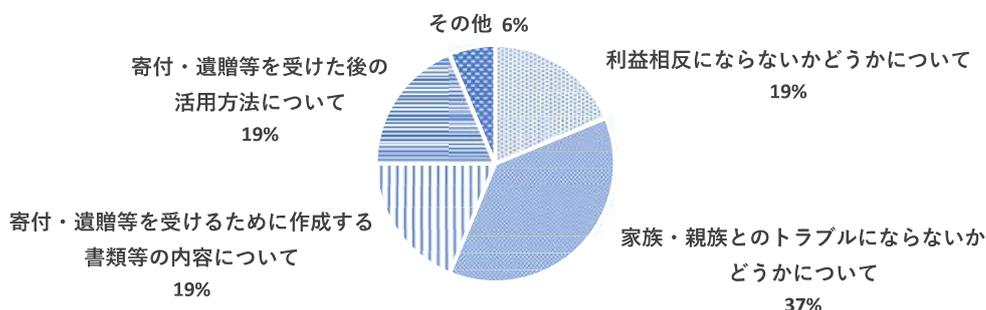
2件	3名
3～4件	1名
4～5件	1名
10件	1名
不明・把握していない	2名

問3 寄付・遺贈等の相談を受ける場合、どのようなことを感じますか？（複数回答可）

利益相反にならないかどうかについて	9名
家族・親族とのトラブルにならないかどうかについて	18名
寄付・遺贈等を受けるために作成する書類等の内容について	9名
寄付・遺贈等を受けた後の活用方法について	9名
その他	3名

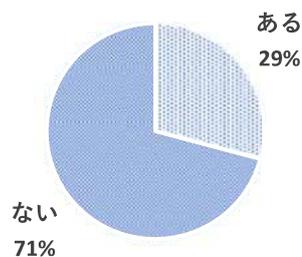
その他

- ・多額の寄付ではないため、特に心配するに至らない。
- ・サービス利用中の方からは、慎重に対応が必要。
特別扱いしたり、過度な要求につながらないようにする必要あり。



問4 相談後、実際に寄付・遺贈等を受けたことがありますか？

ある	7名
ない	17名



問5 寄付・遺贈等は何件ありましたか？

《 全体合計件数 》

	寄付	遺贈	死因贈与	合計
判断能力が十分な施設利用者	0件	0件	0件	0件
判断能力が不十分（認知症など）	0件	0件	0件	0件
利用者の家族・親族	27件	1件	0件	28件
施設の利用とは直接関係しない者 （個人・企業等）	7件	0件	0件	7件
その他	1件	0件	0件	1件
合計	35件	1件	0件	36件

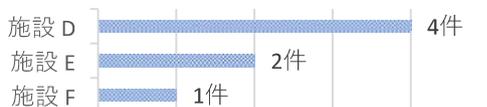
《 施設ごと件数内訳 》

◇ 寄付

- ・判断能力が十分な施設利用者 無し
- ・判断能力が不十分（認知症など） 無し
- ・利用者の家族・親族



- ・施設の利用とは直接関係しない者（個人・企業）



- ・その他

施設 A	1件
------	----

◇ 遺贈

- ・判断能力が十分な施設利用者 無し
- ・判断能力が不十分（認知症など） 無し
- ・利用者の家族・親族

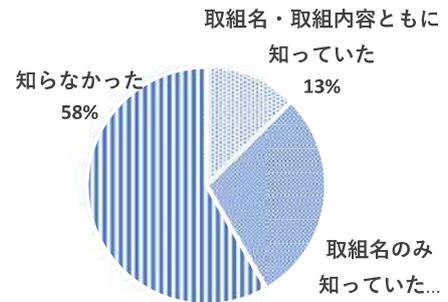
施設 G	1件
------	----

- ・施設利用とは直接関係しない者（個人・企業） 無し
- ・その他 無し

◇ 死因贈与

問6 「くらし応援資金」を知っていましたか？

取組名・取組内容ともに知っていた	3名
取組名のみ知っていた	7名
知らなかった	14名

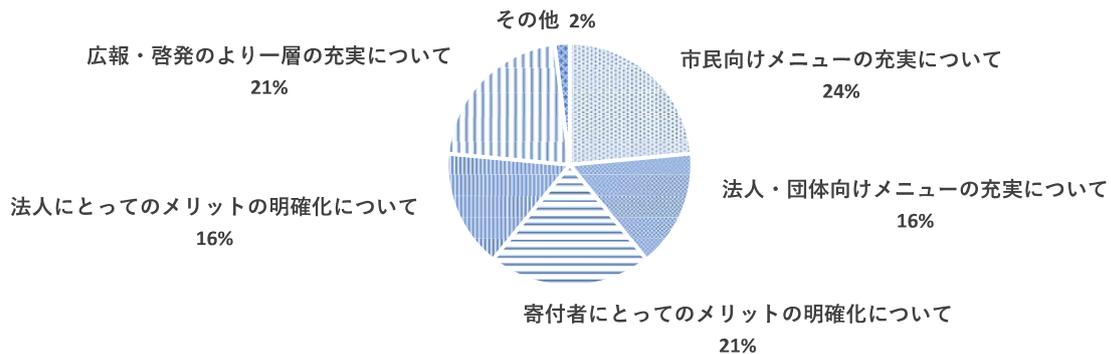


問7 「くらし応援資金」に期待することがあれば教えてください。（複数回答可）

市民向けメニューの充実について	12名
法人・団体向けメニューの充実について	8名
寄付者にとってのメリットの明確化について	11名
法人にとってのメリットの明確化について	8名
広報・啓発のより一層の充実について	11名
その他	1名

その他

- ・社協のネットワークを活用し、広く市内企業に知れ渡ると変化があるかもしれません。



問8 その他、寄付・遺贈等でお感じのことについて教えてください。

日本の社会に、もっと寄付を行う文化が根付いていけば良いと思いますが、その為には寄付を行う者に対して税制上メリットとなるような法改正が必要だと思います。

金銭の寄付ではないが、物品の寄付については日常的に発生しています。

例) マスク・タオル・紙オムツ・福祉用具 etc.

在宅介護を終えた方や、元利用者家族からが多いです。

施設入居者については判断能力が十分な利用者は少なく、利用者家人からの申し出で過去受付を行ったが、利用者家人間の施設には見えない問題などを抱えている場合もよくある為、リスクを念頭に対応することが必要と感じている。

施設利用とは直接関係しない方（個人・企業等）からの寄付について、厚意を無下にできないなかで、施設では足りているもの（例：ひな人形）の寄付の行先を他にも示せたらと思います。

少し前にニュースであったが、本人の意思と家族の思いの相異については難しい問題だと思う。更に寄付・遺贈されたものが、どの様に公表され、どの様に使われているのかよく分からない。（贈る方が公表を望まない場合も多いのでは？）

令和5年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第2回会議 意見書

氏名 _____

○本日の会議で言い足りなかったことや、追加意見などがあれば、ご記入ください。

12月5日（火）までにメールまたはFAXにてご提出ください

送付先

豊田市 福祉総合相談課

権利擁護支援担当 宮口・杉浦・安藤

TEL (0565) 34-6791

FAX (0565) 33-2940

E-mail fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp